

令和7年10月29日

大阪市長 横山 英幸 様  
大阪市教育委員会教育長 多田 勝哉 様

市民団体 桜の会  
代表 平山 雄一郎  
(賛同団体)  
ハイビスカスの会  
代表 新城 永人  
NPO 法人こどもあい  
代表 松本 小百合  
鹿児島子どもの権利を守る会  
代表 黒木 一也

民法（家族法）改正にかかる地方自治体における運用について（要望）

平素より、地域住民のためにご尽力いただき、誠にありがとうございます。

私たちは、離婚後単独親権制度に伴う、こどもと会うことができなくなった親（父母属性関係なく）またはそのこども当事者が主となって、法律の不備等により侵害されてきたこどもの権利を守っていくことを願う団体です。

さて、令和6年5月の国会において、民法を改正する法案が可決し、令和8年5月までに、離婚後の子の親権にかかる改正条文が施行されることとなっております。これらは、こどもの権利を確保するとともに、親権の概念（こどもへの支配権からこどもを養育する責任へ変更）を改める条文となっております。それらを踏まえ、次のとおり要望します。

1 離婚時における親権確保の為のこどもの連れ去りが違法であり、児童虐待であることの周知啓発

啓発ポスターの庁内掲示や、婚姻届提出時の夫婦に対して、チラシを配付するなどして、こどもにも人権があり、それらは親の都合に左右されるべきことではないということを広く周知してください。

2 離婚した夫婦のこどもを有する家庭への支援

こどもは、一般的には親の期待に応えるように成長を行いますが、両親が機能していない家庭においては、同居している親等の意見により特に影響を受けることになります。ま



た、家庭裁判所における審判であっても、連れ去り勝ちという判例が跋扈しており、不倫などを行っていた親が監護権を取得するなど、必ずしも適切な親等が監護するものとなっていない実態があります。そういった中で、不適切な養育がなされていないか、児童相談所ないしこども家庭の支援を所管する部署が、定期的に家庭訪問を行うなど実施し、別居している親と連携し、別居している親が養育責任を果たせるようにするなど、こどもの安心・安全を担って行く体制を構築してください。

### 3 離婚した夫婦の子どもにかかる親子断絶およびそれらに起因する自殺の実態調査

不当な親子断絶はこどもの権利条約違反であるばかりではなく、児童虐待にもあたります。また、DV支援措置の不適切な運用により、こどもが別居している親と会えないことを悲観し、自殺したケースも発生している事から、特定政党と関係が深い自称DV支援者等の意見をうのみにするのではなく、それらの実態を直接、自治体が調査を行い、現在も進行しているこどもの権利侵害について早急に調査してください。

### 4 夫婦間をはじめとするDV事案への強化対策

DV支援措置について総務省等の技術的助言をうけて各自治体の裁量にて、住民基本台帳、児童扶養手当、児童手当、生活保護などの事務において特例運用されているかと思いますが、各種DV相談事業者ないしDVシェルターを運営するNPO等及びDVを専門とする弁護士の中には、特に事実認定もなく、あたかもDVがあったかのように認定し、自治体を欺くケースも存在している事から、真なるDV被害者が不利益を被らないように、個別のケースを複数の自治体職員が警察等と連携し、別居後ただちに直接戸別訪問するなど確認し、支援の必要なケースについてはきめ細やかな支援を行うとともに、その取扱いを厳格にしてください。また、支援措置を申し出た者が、被措置者を住居より追い出すなどの加害を加えているケースもあり、それらに対する支援制度を、上記、技術的助言等に基づき速やかに構築してください。

### 5 男女共同参画における離婚相談事業の見直し

離婚相談や離婚にかかるセミナー事業を委託等により実施されているかと思いますが、一部の実施内容においては、参加者を女性と限定したり、こどもの連れ去りを指南するケースが存在しております。委託先の事業者や実施者等がそのような行為を行っていないか、早急に点検していただくとともに、犯罪行為を助長する内容の事業実施を地方自治体が行わない様に実施体制を改めてください。

### 6 学校および保育所等における運用について

教員や保育士の中には、親権トラブルや各種DV支援措置制度の仕組みへの理解が乏しいことから、こどもと別居している親を排外するなど事案が発生しております。これら

は、こどもが別居している親と会いたいと思っけていても、その意見を表明できなくするばかりでなく、こどもの連れ去り事案により、急遽転居したこどもと仲の良かったこどもの友人が、その転居理由も明かされないことにより同級生からのいじめの対象となっていたケースもあり、それら個別のケースについて対応する教員、保育士の業務負担が軽減される様に正しい知識を周知してください。

#### 7 養育費確保にかかる弁護士報酬への補助制度の見直し

改正民法においては、養育費は強制的徴収権を持つことになります。従前より、家庭裁判所に養育費の申立を行う場合は、相手方の所在が判明していれば、裁判所が示す算定基準表により簡便に額は算定されるため、弁護士が関与する余地は少ないものと考えられ、当該制度が不要と考えます。また、弁護士が養育費の一部を自身の報酬としている実態を踏まえ、弁護士を介さない養育費確保にかかる支援事業の構築をしてください。

#### 8 弁護士会との適切な関係

弁護士による法律相談等を、各弁護士会との委託契約等により無料で実施されているかと思いますが、そこで、弁護士がこどもの連れ去りを指南したり、連れ去られた相談者に対して絶望を与える内容を発言するケースがあります。それらの実態を把握し、地方自治体の事業行為が人権侵害とならない様に指導や、従事する弁護士に上記のような行為を行わない旨の誓約書を取得してください。

以上につき、要望させていただきますので、公務につき、ご多忙のところ恐れ入りますが、今後の予算編成等に対する貴団体における考え方をご回答いただきますようよろしくお願いいたします。

お問い合わせ先

市民団体 桜の会 関西支部

支部長 野村 剛志

〒661-0953

兵庫県尼崎市東園田町2丁目9-4-8

090-8798-7757